



27 逗 個 情 運 発 第 4 号

2015 年 (平成 27 年) 3 月 31 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審査会
会 長 立 川 丈 夫



逗子市個人情報保護条例の改正について (答申)

2015 年 (平成 27 年) 1 月 8 日付けで諮問のありましたこのことについて、逗子市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり答申いたします。

逗子市個人情報保護条例の改正について（答申）

〔はじめに〕

逗子市個人情報保護条例（以下「本条例」という。）は、平成4年4月1日に施行されて以降、部分的に条例改正をしてまいりました。

近年の高度化した情報処理・通信技術は、様々な分野における情報化及び事務の効率化を可能にし、正確かつ迅速な情報提供ができるようになってまいりましたが、半面、個人情報の大量流出やそれを悪用するなどの問題が発生し、市民のプライバシーが侵害され甚大な損害をもたらす危険性が高くなったともいえます。このような時代の流れの中で、逗子市個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）においては、個々の事例の審議を積み重ねながら、本条例の趣旨に沿って個人情報の保護に務めてまいりました。

今回、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」が公布され、社会保障・税番号制度が開始されること等を受け、本年1月8日付、市長より「逗子市個人情報保護条例の改正について」の諮問を受け、番号法の施行に伴う本条例との整合に係る改正事項、その他制度に関する必要事項の2点について検討するよう求められました。

運営審議会では、逗子市の個人情報保護制度の理念が損なわれることのないよう、また、番号法の制度が適正に運用されるよう、諮問事項について検討を重ねた結果、答申としてまとめたものです。

逗子市におかれては、本答申の趣旨を踏まえ、現行条例の改正にかかる必要な措置を速やかに講じ、個人情報保護制度の一層の充実が図られますよう要望するものです。

1 番号法に関する逗子市個人情報保護条例の改正事項

◎定義について（第2条関係）

本条例の中心的意義を有する用語について規定しているもので、番号法において規定されている「特定個人情報」「情報提供等記録」について、定義として追記すべきと考えます。

番号法における「特定個人情報」については、「行政機関個人情報保護法」で定義している「個人情報」を基本としています。

本市の個人情報の定義では、「個人に関する情報（個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く）」と規定されていますが、番号法における個人情報の規定は、本市の個人情報の範囲から除外している部分について特定個人情報として取扱われるため、本市の個人情報の範囲から除外される部分が含まれていることが明確になるよう規定するとともに、個々の条文に規定されている対象となる「個人情報」の範囲について、特定個人情報を含むか否かを明確にすべきと考えます。

「情報提供等記録」について、番号法第23条は、特定個人情報の提供等があった場合その旨を情報提供ネットワークシステムに記録し、保存することを義務付けしており本条例においても明確に規定すべきと考えます。

「本人」については、開示の請求、訂正等における「本人」として定義されているものですが、番号法における特定個人情報においても同様の取扱いとなることから、本市の個人情報の範囲から除外される部分についても対象となる（含まれる）ことも明確に規定すべきと考えます。

（死者の個人情報について）

番号法における特定個人情報は先にもふれましたが、「行政機関個人情報保護法」で定義している「個人情報」を言うもので、「生存する個人に関する情報」を基本としています。

本条例では、個人情報の定義で、その個人が生存する者に限るのか、或いは死亡した者も含むのかについての規定はされていませんが、平成10年9月24日運営審議会は、一部の者（下記＊参照）に死者の開示請求権を認める運用を行うよう意見書を提出しており、実施機関は現にこれに従って運用を行っています。このことから、逗子市民の権利・利益をより広く保障するため、本条例の解釈としては、個人情報（特定個人情報を含む）については、現行のとおり一部の者に死者の開示請求権等を認めることが望ましいと考え、従前の対応による取扱いで差し支えないものと考えます。

＊ 参考までに以下に運用の要約を示します。

- ① 遺族が、相続財産についての情報を自己情報として開示請求することが可能と認められる。
- ② 本人の死亡が不法行為に基づくとき、遺族にも固有の損害賠償請求権があると解されることから、本人の死亡にかかわる情報を自己情報として開示請求することが認められる。
- ③ 本人の死亡に関する情報もしくは生前の情報について、必ずしも損害賠償請求の前提にならないような場合でも、遺族の自己情報といえるほど密接に関連した情報であるとの認定が可能であれば、自己情報として開示する余地は残されている。

ただし、②及び③の場合においても、開示が認められるのは、遺族の自己情報といえる範囲に限定され、また、開示により死亡した本人の正当な利益を侵すことになるときは、不開示となることもある。

◎取扱いの制限及び収集の制限について（第6条・第8条関係）

取扱いの制限については、個人情報の取扱いのすべての段階において課せられる義務を規定しているもので、いわゆるセンシティブ情報に該当する場合であっても番号法に基づく場合は取扱う事ができることとなります。番号法による特定個人情報を取扱う場合は、本条例第6条第2項ただし書きにお

いて「法令に基づいて取扱うとき」と規定されていることから改正の必要はないと考えます。

また、個人情報の収集の制限について、収集する前に、本人が収集目的を知ること知りえることが重要です。番号法第20条では、本人から収集しない場合も多く規定されていますが、本条例第8条第3項第1号に「法令の規定に基づき収集するとき」と規定されていることから、取扱いの制限同様、改正の必要はないと考えます。

◎利用及び提供の制限について（第10条関係）

市民から個人情報を収集する際、明らかにされた収集目的以外の目的で、当該実施機関以外の者に個人情報を提供することを禁じ、例外として本条例第10条第1項第1号から第4号までの規定に該当する場合に限り提供を認める旨規定しているものですが、特定個人情報については、番号法第9条の規定により利用できる範囲が限定されています。また、目的外利用できる範囲についても「個人の生命・身体又は財産の安全を守るために必要な場合であって、本人の同意があるかまたは同意を得ることが困難であるとき」と限定していますが、特定個人情報の中で「情報提供等記録」については、目的外利用がいかなる場合も認められないため、その旨を明確に規定し、従来の個人情報の利用及び提供の制限と番号法における特定個人情報の利用の制限の取扱いの違いを明確にすべきと考えます。

また、提供においても番号法第19条に掲げる項目以外には提供してはならないとされているため、その旨明確に規定するべきです。

なお、情報提供等記録について、番号法第23条では特定個人情報の提供等があった場合は、その旨を情報提供ネットワークシステム等に「情報提供等記録」として記録することを義務付けていますが、番号法第30条では、特定個人情報のうち情報提供等記録の目的外利用を一切禁止しており、現行条例の改正にあたっては同様に扱うべきであると考えます。

◎オンライン結合による提供の制限規定について（第11条関係）

オンライン結合とは、通信回線を用いた電子計算機器その他の情報機器を結合することで、実施機関が保有している個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態をいうもので、本条例では「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならない」と規定しています。

番号法第19条に基づき特定個人情報についてシステムを通じて授受することとなるため、本条例においても特定個人情報を適用除外として取扱うよう規定しておくことが必要です。

◎自己情報の開示請求権・訂正・中止の規定について

（第14条～第25条関係）

自己を本人とする個人情報の開示・訂正・中止等の請求について、番号法においても特定個人情報について対象となるため、個々の規定において同様の取扱いがなされるよう規定することが必要です。また、情報提供等記録について、番号法第30条では、特定個人情報のうち情報提供等記録の利用中止請求を一切禁止しており、同様の扱いとすべきと考えます。

なお、特定個人情報の「開示・訂正・中止」については、番号法第29条及び第30条で本人の代理人として開示の請求ができる者についての取扱いが、本条例に規定されている成年被後見人の法定代理人、未成年者本人の同意がある法定代理人に加え、新たに本人の委任による代理人、未成年者本人の同意のない法定代理人、についても認められているためそのことについて明確にする必要があります。

その中で、今回本人の代理人として請求ができる者の取扱いについて、番号法の施行に合わせ、従前の「個人情報」についても本人の委任による代理人請求を認めるか否かについて検討しました。本条例制定時の考え方として、自己情報の開示請求は本人からの請求により当該本人に開示するもので、代理請求を認める実益に乏しく、また本人の保護に欠ける恐れがある一方で、また、本人自ら開示の請求をすることが困難な者もあることを考慮し、法定

代理人に限って代理請求を認めることとしたものです。番号法においては利用・提供等において厳しい制限が加えられているため、請求される情報の性質等を総合的に勘案し、本人の委任による代理人請求が認められるものであると思慮されますが、本条例制定時の趣旨を踏まえ、すなわち従前の個人情報を特定個人情報と同様に取扱うべきではないと考えます。

◎開示の請求に係る手数料の減免措置について（第19条関係）

国の行政機関個人情報保護法においては、自己情報の開示の請求段階で手数料として300円を徴収（閲覧のみ、不開示の場合も含む）することと規定しています。番号法の施行に伴う特定個人情報の開示請求が行われた場合においても開示請求手数料として1件あたり300円を徴収することとしています。国は、経済的困難により手数料を納付する資力がない、その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を免除するとしています。

本条例では、開示の請求に係る手数料はもともと徴していません。費用負担としては、開示に係る個人情報の写しの作成に要する実費負担「黒単色による複写物は1面10円、カラー複写物は1面60円」を徴収していますが、閲覧または視聴取に要する手数料としての費用は、本条例の制定趣旨、目的からも無料としているものであり、現行規定を維持することが妥当と考えます。

◎個人情報保護委員の規定について（第27条関係）

個人情報保護委員においては、公正かつ迅速に請求者の救済を図るため、行政不服審査法等による救済制度とは別の救済制度として逗子市における独自の制度を設けていますが、本条例第27条における個人情報には特定個人情報も含まれることから、従前の個人情報と同様の取扱いをするもので、運用において遺漏のないよう適宜対応するよう求めるものです。

◎個人情報保護運営審議会の規定について（第28条関係）

運営審議会の所掌事務は本条例第28条第2項に規定されていますが、こ

れはあくまで、本条例に付与された権限に属する事項、個人情報保護制度の運営に関する重要事項です。今回新たに番号法が施行され、特定個人情報保護評価という制度においてプライバシー影響評価制度が導入され、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有するものが特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性や影響に関して行う評価であり、当該評価について第三者による点検を実施するという重要な役割を担うものです。したがって運営審議会の所掌事務として明確にしておくことが望ましいと考えます。

2 その他制度に関する必要事項

◎第三者情報に関する取扱いの規定について（第16条の2関係）

開示請求された個人情報に、請求者以外の第三者の情報が記録されているとき、開示することにより当該第三者に不利益を与える場合もありうるため、救済を求める機会を与えることができるとするための規定ですが、第三者の「個人情報」と限定することなく広く「第三者の情報」として取扱うことが必要です。

以上